

## 基本目標7

### 快適でより便利なまち をつくるために

だれもが利便性の高い都市環境の中で、快適に暮らし、まちへの愛着を持ちながら住み続けたいと思えるようなほっとするまちを目指します。

## 分野別の将来像と施策体系

---

### **多世代がいつまでも快適に暮らせる、 くつろぎとふれあいに満ちたまち**

- 施策 2 1 良好な市街地の形成
- 施策 2 2 地域特性を生かした都市空間の形成
- 施策 2 3 良好な住環境づくり

### **だれもが便利で安全・安心に移動できる、 良好な交通環境が整った町**

- 施策 2 4 安全で快適なみちづくり
  - 施策 2 5 総合的な交通環境の整備
-

7-1 多世代がいつまでも快適に暮らせる、くつろぎとふれあいに満ちたまち

**施策 2 1 良好な市街地の形成**

目的	対象	市内全域
	意図	便利で快適になる

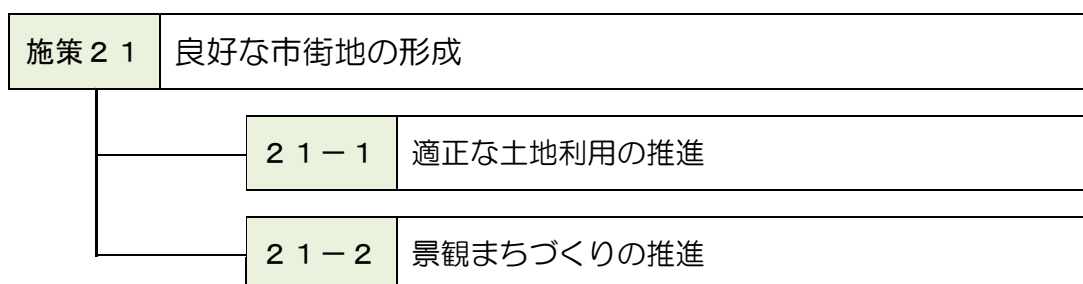
**✚ 施策の方向**

都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として、適切な土地利用を推進するとともに、市民の身近な景観の価値を高める景観まちづくりを推進し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。

**✚ 後期基本計画における施策のポイント**

- 人口構造の変化やまちづくりの動向を踏まえた都市政策課題への対応
- 効率的で質の高い都市空間を創出するための用途地域等による適切な土地利用の推進
- 地区計画制度や景観法の諸制度（景観地区や景観協定ほか）の活用
- 多言語対応を含む公共サイン計画の検討・運用による歩行者の回遊性向上

**✚ 基本的取組の体系**



**✚ 現状と課題**

- 調布市は、都心に近い交通至便な立地にありながら、国分寺崖線などの緑、多摩川や野川などの水辺や湧水の自然環境に恵まれ、都市の利便性と自然の豊かさの両方を享受できるまちとしての特性を有しています。
- 近年、市内の大規模事業者が相次いで転出した跡地のマンション開発等により、局所的に人口が増加し、学校施設が不足する地域への対応が必要となっています。また、都市機能を維持する観点から、調布市の特色である映画・映像関連産業をはじめ、商業・業務、工業機能の流出を抑制する方策が必要です。

○市内には、都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川などの大規模な公園緑地やオープンスペースがあります。また、樹林地、田畑などの農地の広がりにより、市街地におけるうるおいを創出しています。農地の8割以上が生産緑地地区に指定されていますが、相続の発生などによりその面積は年々減少しています。

○2017（平成29）年6月に、生産緑地法が改正され、生産緑地の面積要件の引下げが可能となったほか、2018（平成30）年4月に「特定生産緑地制度<sup>\*</sup>」が創設されました。

※特定生産緑地制度

指定から30年が経過しようとしている生産緑地について、10年間の延長ができる制度。10年経過後も繰り返し10年間の延長が可能。特定生産緑地の指定を受けることにより、相続税や固定資産税等の税制特例措置が継続される。

○調布市では、「調布市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（2018（平成30）年4月1日施行）」を制定し、生産緑地地区の区域の規模を300平方メートル以上としました。

○調布市では、住民発意によるまちづくりを推進するため、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（街づくり条例）」に基づき、地域住民で進めるまちづくり活動に対する支援を行っています。街づくり条例に基づき認定した「街づくり協議会・準備会」は、これまで20地区で設立され、住民参加の意識の高まりがみられます。また、地区ごとのまちづくりの目標やルールを定める地区計画は、2018（平成30）年3月末時点で13地区が決定されています。

調布市の景観特性



出典：調布市景観基本計画（2012（平成24）年4月）

○調布市は、2013（平成25）年6月から景観行政団体に移行し、景観条例や景観計画などの景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを推進しています。その取組の一つとして、良好な景観形成を推進するため、2015（平成27）年度に設置した景観まちづくり市民検討会を定期的で開催するなど、景観に関する意識醸成を図っています。

○多摩川住宅地区においては、団地の再生に向け、地区計画制度の活用のほか、景観に関する自主的なルールが策定されるなど、地域の賑いと住み続けられる魅力ある住環境の形成に向けた取組が進められています。

## 第3編 分野別計画

- 調布市では、公共サイン整備方針及び公共サイン整備ガイドラインに基づき、各地域の特性に応じた整備計画を策定し、公共サイン整備に取り組んでいます。引き続き、利用者の立場に立ったわかりやすく親しみやすい公共サインの整備を推進するとともに、適切な維持管理を図っていく必要があります。
- 地球温暖化をはじめとして世界規模での環境問題が深刻化の中で、二酸化炭素排出量の抑制やコンパクトで持続可能なまちづくり、新たな再生可能エネルギーの活用など、環境配慮型のまちづくりへの転換が求められています。

## ✚ 基本的取組の内容

### 21-1 適正な土地利用の推進

#### ◆都市計画マスタープランの運用・改定

調布市都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用の推進を図るとともに、市民、事業者及び市の協働により、地域の特性を生かした住み良いまちづくりを進めていきます。

また、人口構造や都市構造の変化などの調布市を取り巻く社会環境やまちづくりの動向、都市政策課題等に対応した将来都市像を共有するため、地域別街づくり方針を含む都市計画マスタープランの改定に向けた検討を進めます。

#### ◆地区計画制度の活用

地区の特性にふさわしい良好な市街地を創出するため、地区住民の合意形成を図りながら、きめ細かい地区レベルでの規制・誘導を実現する地区計画制度を活用した街づくりを推進します。さらに、地区の特性に応じた身近な公園や緑地を配置するとともに、公共における水や緑の拠点と、民間により創出される様々な緑との連続性により、緑豊かな都市環境の創出を図ります。

一団地の住宅施設\*の都市計画を廃止し地区計画に移行した多摩川住宅は、引き続き地区住民とまちづくりの目標を共有しながら、多世代が安心して住み続けられる良質な住宅ストックへの更新を段階的に誘導するとともに、生活支援機能や多世代福祉機能の誘導による地域の生活利便の向上と賑わいの創出を図ります。

#### ※一団地の住宅施設

良好な居住環境を有する住宅及びその居住者の生活の利便の増進のため、必要な施設を一団の土地に集団的に建設することにより、都市における適切な居住環境の確保及び都市機能の増進を図ることを目的に都市計画で位置付けられた住宅


#### ◆住民発意の街づくり活動の支援

まちへの愛着を持ちながら住み続けたいと思えるようなまちづくりに向けて、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づき、地域住民が進める街づくり活動に対する支援を行い、良好な市街地を形成します。

#### ◆適正な開発への誘導

周辺環境に配慮した開発事業への誘導を通じて、安心して暮らすことができる良質な住環境の創出を図ります。

## まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
住みやすいと感じている市民の割合	89.9% (2014(平成26)年度)	92.4% (2017(平成29)年度)	

## 基本計画事業候補

事業名	都市計画マスタープランの運用	担当課	都市計画課
事業の概要	市民との協働による見直し作業により、2014(平成26)年9月に改定した調布市都市計画マスタープランに基づき、新たな都市政策課題や街づくりの進捗等に対応するとともに、適正な土地利用を推進します。		

事業名	地区計画制度を活用した街づくり	担当課	都市計画課
事業の概要	地区の特性にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区レベルでの街づくりのルールを地区住民との協働で定める地区計画制度を活用した街づくりを推進します。		

## 21-2 景観まちづくりの推進

## ◆調布の自然・地域の個性を生かした景観価値の向上

景観の骨格となっている国分寺崖線や多摩川・野川などの豊かな自然環境と、駅周辺などのにぎわいのある都市空間、落ち着いた風情を感じる街並み、のどかな農の風景など、地域固有の景観の魅力を市民と共有し、景観価値の向上に取り組みます。

## ◆街並み・景観保全に向けた規制・誘導

景観行政団体として、景観計画や景観条例などの景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを推進します。また、景観まちづくりを担う各種施策との連携を図りながら、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりに向け、景観のルールづくりを進めます。


## ◆地域における景観意識の醸成

地域住民との協働による良好な景観まちづくりに向け、景観に関する市民活動への支援や、景観学習などの推進により、景観まちづくりの担い手となる人材を育成し、地域での様々な活動を通じて景観に関する意識の醸成を図ります。

## ◆公共サイン計画の検討・運用

ユニバーサルデザインの考え方の下、歩いて楽しいまちづくりを目指し、来訪者や市民の回遊性を高めるため、外国人を含む利用者の視点に立ったわかりやすく親しみやすい公共サインの整備を推進するとともに、適切な維持管理を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
市内に優れた景観があると感じている市民の割合	84.3% (2014(平成26)年度)	81.3% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	景観計画、景観条例の運用	担当課	都市計画課	重点5
事業の概要	景観行政団体への移行により、景観計画や景観条例などの景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを推進します。			

事業名	公共サイン計画の検討・運用	担当課	都市計画課	重点5
事業の概要	公共サイン整備方針に基づき、誰にもわかりやすい公共サイン整備を推進します。			



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、まちづくりに主体的に参加し、地域のルールづくりとその実践に努めます。
- 事業者は、安心して暮らすことができる良質な住環境の創出に努めるとともに、地域のまちづくりルールを理解し、良好な市街地の形成に努めます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
地区計画制度を活用したまちづくり	街づくり協議会、準備会等
景観まちづくりの推進	調布市景観まちづくり市民検討会



## 施策 2 2 地域特性を生かした都市空間の形成

目的	対象	市内全域
	意図	地域特性を踏まえ、多様な機能が調和し、人々が集い、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎがある

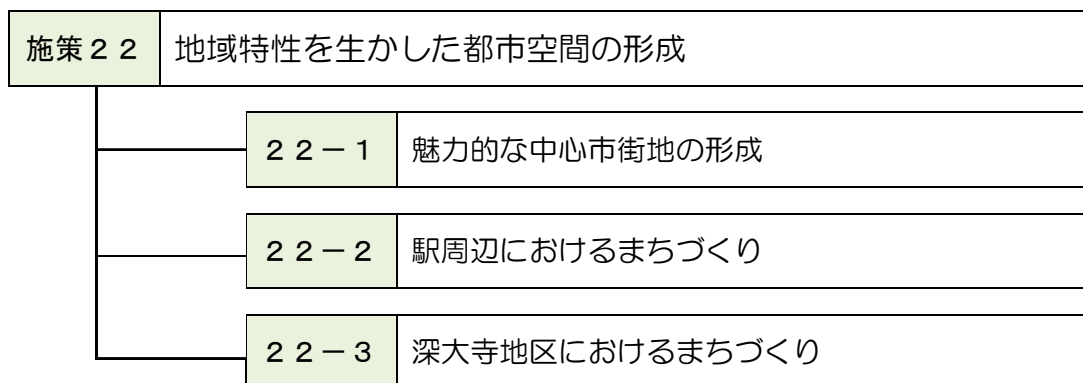
### 施策の方向

京王線の地下化に伴う調布のまちの都市構造の大きな変貌を契機とした南北一体のまちづくりを前進させるため、駅前広場や鉄道敷地周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、地域の特性を生かした質の高い都市空間を形成します。

### 後期基本計画における施策のポイント

- 調布駅前広場や鉄道敷地、道路整備など都市基盤整備の着実な推進
- ソフト・ハード一体となったにぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間の創出
- 調布駅前広場における安全確保を前提とした道路空間の有効活用の検討
- 駅周辺における地域の特性に応じた土地利用の誘導方策、都市基盤整備

### 基本的取組の体系



### 現状と課題

- 2012（平成24）年8月、京王線連続立体交差事業によって、京王線の柴崎駅～西調布駅間の約2.8kmの区間と、調布駅～京王多摩川駅間の約0.9kmの区間の地下化が実現したことにより、道路交通の円滑化や歩行者・自転車の安全性の向上、鉄道により分断されていた市街地の南北一体化など、様々な面で市の都市構造が大きな変貌を遂げました。
- 調布駅前広場については、交通結節機能の向上はもとより、にぎわいの創出や市民のふれあい、交流が育まれる広場空間となるよう、市民参加を実践しながら整備を進めていく必要があります。



- 鉄道敷地については、調布、布田、国領の3駅の駅前広場と各駅をつなぐ連続した貴重な都市空間として整備していく必要があります。平成29年9月にシネマコンプレックスを含む3館の複合商業施設「トリエ京王調布」がオープンし、市内外から多くの方が調布のまちを訪れ、新たなにぎわいが創出されています。
- 市内にある各駅の周辺は、それぞれの地域に暮らす人々の日常生活の中心となっており、各地域の特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。
- 調布駅周辺地区については、魅力ある中心市街地の形成に向けて、調布駅南口中央地区において商業・業務地区にふさわしい土地の有効・高度利用と都市機能の更新を図るため、住民発意のまちづくりの検討が進められています。また、調布銀座地区においては、建物更新や共同化の意向を受けたまちづくりが進められています。
- 柴崎駅周辺については、自由通路を含む橋上駅舎化を軸として、鉄道横断施設を見据えた交通環境の改善に向け、地域や鉄道事業者との協議を進めています。引き続き、柴崎駅周辺地区の将来像を地域と共有しながら、都市計画道路の整備をはじめ、抜本的な解決に向けて、柴崎駅～つつじヶ丘駅間の連続立体交差化について、国や東京都と協議、調整を図る必要があります。
- 深大寺地区は、古刹として知られる深大寺とともに、そば店などが建ち並ぶ駅前及び周辺の街なみは、調布市の代表的な観光地となっており、多くの市民がその景観の良さを実感しています。2004（平成16）年度に施行した「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、深大寺地区を街づくり推進地区に指定しています。また、同条例に基づく「深大寺通り街づくり協議会」が中心となり、街づくり協定が締結されるなど、地区住民による活発な活動が行われており、これらの活動と連携を図りながら、歴史的・文化的な風情を感じさせる街なみ景観を形成し、地区の魅力を高めていく必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 22-1 魅力的な中心市街地の形成

#### ◆面的整備手法の活用

商業・業務機能や生活機能がバランスよく整えられた良好な市街地の形成を図るため、土地の有効・高度利用を図り、地区計画や市街地再開発事業、公園や道路等の都市基盤整備、土地区画整理事業など、面的整備手法を活用したまちづくりを進めます。

#### ◆魅力的な駅前広場の整備

交通結節点としての機能の充実を図るとともに、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎを生み出す都市空間として、交流機能や景観形成機能を兼ね備えた駅前広場について、整備を進めます。

#### ◆鉄道敷地の整備と活用

調布・布田・国領3駅の駅前広場と各駅をつなぐ鉄道敷地の連続した空間を有効に活用し、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間として整備を進めます。

#### ◆歩行者の回遊性の向上

歩いて楽しいまちづくりを進めるため、幹線道路や主要区画道路等の整備により、安全で快適な歩行者空間ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図ります。

### 第3編 分野別計画


#### ◆都市景観の創造

中心市街地の中核となる鉄道敷地及び駅前広場を中心としたゆとりとうるおいのある空間を創出し、良好な都市景観の形成に取り組みます。

#### ◆中心市街地活性化の推進

商業・業務の振興と都市基盤の整備が一体となったまちの活性化に向け、市民や来訪者のニーズを捉えながら、中心市街地の活性化に取り組みます。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合	51.8% (2014(平成26)年度)	66.1% (2017(平成29)年度)	

#### 基本計画事業候補

事業名	駅前広場の整備	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	京王線連続立体交差事業により鉄道が地下化された調布・布田・国領3駅の駅前広場を南北一体的に整備し、交通結節点としての機能を向上させるとともに、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある駅前広場を計画的かつ段階的に整備を進めます。			

事業名	鉄道敷地の整備	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	京王線連続立体交差事業により生み出される貴重な都市空間を有効に活用し、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間として、鉄道敷地の整備に取り組みます。			

事業名	面的整備手法を活用したまちづくりの促進	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	魅力的な中心市街地を形成するため、地区計画や市街地開発事業などの面的整備手法を活用し、調和のとれた商業、業務、住宅施設等の立地誘導を図り、駅前拠点にふさわしい市街地形成に取り組みます。			

事業名	中心市街地における区画道路等の整備	担当課	街づくり事業課
事業の概要	京王線連続立体交差事業による事業効果を最大限発現するため、駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ、周辺の区画道路や生活道路等を整備し、安全で快適な道路ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図ります。		


## 22-2 駅周辺におけるまちづくり

## ◆駅周辺のまちづくり

鉄道駅周辺は、交通利便性ととも、地区住民の日常生活の利便性を高める生活サービス機能が集積し、にぎわいのある地域の特性を生かした地区の中心となる拠点づくりを進めていきます。

つつじヶ丘駅周辺は、神代出張所の代替機能の確保とともに、都市計画道路や自転車等駐車場の整備を含めた総合的な視点からまちづくりを進めます。また、柴崎駅周辺については、駅周辺における利便性や安全性の確保など、鉄道横断施設を見据えた交通環境の改善に向け、都市計画道路の整備など、まちの将来像を見据えた中長期的な視点から、住民参加によるまちづくりを進めます。西調布駅周辺では、快適な市街地整備に向け、駅南側の都市計画道路の整備を見据え、地区の特性に応じたまちづくりの取組を進めます。京王多摩川駅周辺地区においては、都市機能の集積など地域課題の解決に向けたまちづくりを推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合	65.0% (2014(平成26)年度)	68.9% (2017(平成29)年度)	

## 基本計画事業候補

事業名	地区計画制度を活用した街づくり 【再掲】	担当課	都市計画課
事業の概要	地区の特性にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区レベルでの街づくりのルールを地区住民との協働で定める地区計画制度を活用した街づくりを推進します。		

事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成【再掲】	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、調布市道路網計画に基づき、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図ります。併せて、市民生活に密着し、防災性・快適性・コミュニティの向上を図る生活道路について住民の理解と地権者の協力の下、拡幅整備を進めます。また、地域の実情を踏まえた都市計画道路の計画の見直しを検討します。			

事業名	交通環境の改善による駅周辺のまちづくり	担当課	都市計画課
事業の概要	駅周辺の安全性を確保するとともに、利便性の向上を図るため、交通環境の改善による駅周辺のまちづくりの取組を推進します。		

## 22-3 深大寺地区におけるまちづくり


### ◆深大寺地区におけるまちづくり

古刹として知られる深大寺やそば店などが建ち並ぶ調布市の代表的な観光地である深大寺地区の趣きを守りつつ、国分寺崖線のまとまった緑の保全と良好な住環境を維持するため、景観法や都市計画法などの諸制度を活用した規制・誘導を図るとともに、深大寺地区にふさわしいまちづくりを推進します。

### ◆街なみ景観の保全

深大寺地区周辺の街なみ景観の維持、向上を図るため、地域と連携を図りながら、地区住民による街づくり協定の円滑な運用を支援し、調布市深大寺地区街なみ整備基本計画に基づき、武蔵野の自然と歴史・文化を継承する街なみ景観づくりに向け、街なみ環境整備事業を推進します。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合	88.1% (2014(平成26)年度)	87.6% (2017(平成29)年度)	

### 基本計画事業候補

事業名	深大寺地区におけるまちづくりの推進	担当課	都市計画課	重点5
事業の概要	深大寺地区にふさわしい土地利用の誘導、緑の保全及び都市計画道路（調布3・4・30号線）の在り方等について検討を進めるとともに、調布市深大寺地区街なみ整備基本計画に基づき、歩行者の安全・安心の確保と回遊性を高めながら風情ある街なみ景観の維持・保全を図るなど、魅力向上に取り組みます。			



### 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、地域のまちづくりに自発的に参加するとともに、住むまちに愛着と誇りを持ち、魅力ある街並みを創出するために地域のルールづくりとその実践に努めます。
- 事業者は、調布市ほっとするふるさとはぐくむ街づくり条例に示されたまちづくりの基本理念を遵守し、良好な都市環境の創出に努めます。

#### 《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
深大寺地区のまちづくり	地元街づくり協議会

## 施策23 良好な住環境づくり

目的	対象	市民
	意図	安全で安心して快適に住み続けられる

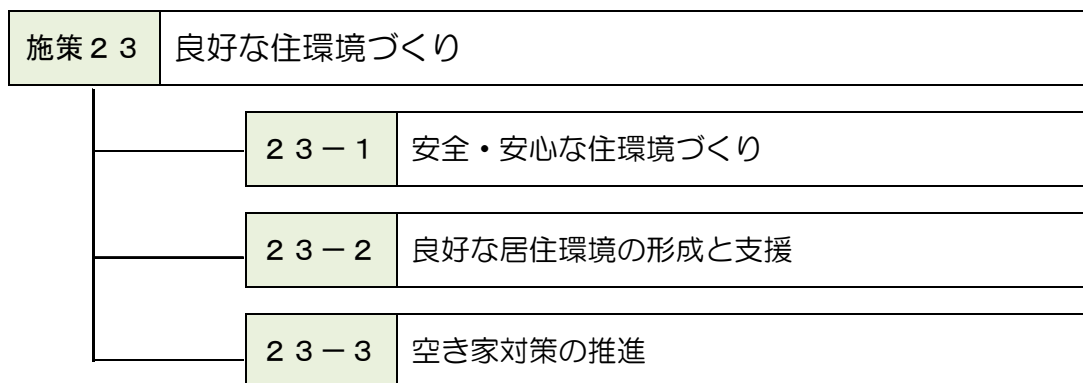
### ✚ 施策の方向

住宅の「質」の向上を推進し、住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するとともに、既存住宅ストックの活用や、超高齢社会に対応する住環境を形成します。

### ✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 地域の実情を踏まえた総合的な住宅施策の推進
- 特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅の耐震化の促進
- 既存住宅ストックの活用や超高齢社会に対応する住環境の整備
- 住宅確保要配慮者の居住確保支援の促進
- 空き家等対策の推進（予防保全と円滑な利活用の推進）

### ✚ 基本的取組の体系



### ✚ 現状と課題

- 2006（平成18）年6月の住生活基本法の施行により、これまでの住宅の量の確保から、質の向上へと大きな転換が図られました。今後、住宅の耐震化、災害に強く防犯性の高い住環境の整備、省エネルギー化の推進など、様々な分野との連携による良質な住宅ストックの形成などが課題となっています。
- 住宅の耐震化を計画的に進めるため、2016（平成28）年度に改定した「調布市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断から耐震改修へとつながるよう支援するとともに、耐震化に向けた相談や普及啓発の実施により、住宅の耐震化を促進していく必要があります。

- 分譲マンションでは、高齢化やコミュニティの希薄化が進むことによる管理組合機能の低下が課題となっており、今後、老朽化に伴う大規模修繕や建替え等への対応が必要なマンションが増加することを見据え、マンション管理の適正化に向けた支援を行っていく必要があります。
- 調布市では、市営住宅（249戸）及び借上げ方式による高齢者住宅（41戸）を供給していますが、住宅確保要配慮者がより公平にサービスを受けられ、安心して安定的に暮らすことができるよう、様々な分野が連携し、民間活力の活用を図りながら、市民一人一人に応じた居住確保や環境整備を行っていく必要があります。
- 震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計、耐震化の促進に取り組んでいく必要があります。
- 空き家については、課題を踏まえた市としての対策に取り組むとともに、各地域の特性を生かしながら、円滑な利活用ができるような取組を検討していく必要があります。調布市では、2017（平成29）年6月、学識経験者、市内不動産関係者等で構成する「調布市空家等対策検討委員会」を設置しました。

## ✚ 基本的取組の内容

### 23-1 安全・安心な住環境づくり

#### ◆住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進

豊かな住生活の実現に向け、調布市住宅マスタープランに基づき、地域の実情を踏まえた住宅施策を総合的に推進します。

#### ◆住宅の耐震化の促進

新耐震基準に対応していない1981（昭和56）年改正建築基準法前の木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断から耐震改修へとつながるよう支援し、住宅の耐震化を計画的に進め、災害に強い住環境づくりに取り組みます。

#### ◆分譲マンションの適正な管理の支援

マンション管理士会などの関係機関と連携し、分譲マンション管理組合を対象とした勉強会や相談会等のほか、予防保全の観点からの管理アドバイザー制度を活用したマンション管理組合の主体的な活動を促進するなど、マンション管理の適正化に向けた支援を行います。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率	86.9% (2013(平成25)年度)	85.8% (2017(平成29)年度)	➔

※現行計画策定時の耐震化率は、平成5年～20年の住宅・土地統計調査に基づき推計を行ったものであるが、基準値については、平成10年～25年の住宅・土地統計調査に基づき推計を行ったものであり、同様の推計手法を適用して平成25年度の耐震化率を推計すると82.1%となり、3.7%改善していることになる。

基本計画事業候補

事業名	住宅の耐震化の促進	担当課	住宅課	重点1
事業の概要	1981（昭和56）年5月31日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅の所有者及び分譲マンションの管理組合等に対して、耐震診断等に係る費用を一部助成するなど、耐震化を図ります。			

事業名	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業【再掲】	担当課	住宅課	重点1
事業の概要	震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、補強設計、耐震改修、建替え及び除却に要する費用の一部補助により、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。			

その他の主な事業

- ・分譲マンションの適正な管理の支援

23-2 良好な居住環境の形成と支援

◆居住環境改善の促進

少子高齢化への対応、低炭素まちづくり、環境負荷の軽減を図るため、「よりよい住まいづくり応援制度※」により、個人住宅などの改修工事等の費用の一部を補助することにより、居住環境の向上を支援していきます。

※よりよい住まいづくり応援制度

高齢化等への対応、環境負荷の軽減などを目的とした個人住宅等の改修工事等を実施する際、その費用の一部を市が助成する制度

◆居住支援の推進

住宅確保要配慮者※の居住の確保が図れるよう、既存の市営住宅等のストックを有効活用し、適切な運用を図るとともに、住宅確保要配慮者が安心して安定的に暮らすことができるよう、住宅セーフティネット法に基づき、様々な分野が連携し民間賃貸住宅への円滑な入居等の促進を図るため、居住支援協議会※を中心とした居住支援に取り組みます。


※住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

※居住支援協議会

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織で、地方公共団体やNPO法人などの居住支援団体、不動産関係団体などで構成

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
バリアフリー対応住宅に住んでいると答えた市民の割合	46.3% (2014(平成26)年度)	48.8% (2017(平成29)年度)	



基本計画事業候補

事業名	良好な居住環境の形成・支援
事業の内容	少子高齢化への対応，低炭素まちづくり，環境負荷の軽減を図るため，バリアフリー対応，太陽光・太陽熱利用などの住宅改修工事費用の一部を助成するなど，居住環境の向上を支援します。

23-3 空き家対策の推進

◆空き家の予防保全と円滑な利活用


空家等実態調査や所有者意向調査の結果等を踏まえ，調布市空家等対策検討委員会を中心に，空き家の予防保全，利活用等に係る取組について検討を進め，（仮称）調布市空家等対策計画の策定に取り組みます。

また，空家等対策についてホームページ等により積極的に情報発信するとともに，関係機関・関係団体等と連携したセミナー開催などにより啓発を図ります。

◆特定空き家等への対応

長期間放置され，周囲に危険性や悪影響を与える特定空き家等について，関係部署の連携の下，現状把握，情報共有，調査等を実施し，適切な対応を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
住まいの周辺に空き家があることによって不安を感じている市民の割合 【調整中】	—	平成30年度実施の市民アンケートにより把握	

その他の主な事業

- ・空き家対策の推進<新規>



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は，自らの住宅の安全を確保し，良好な住環境の形成に努めます。
- 事業者は，良質な住宅の供給，良好な住環境の形成等を通じ，将来にわたって住み続けられる良質な住宅ストックの形成を推進します。

<多様な主体との主な連携事例>

連携事例	連携のパートナー
調布市居住支援協議会	調布市居住支援協議会

### 施策24 安全で快適なみちづくり

目的	対象	市内全域の道路
	意図	安全，快適，円滑に通行できる

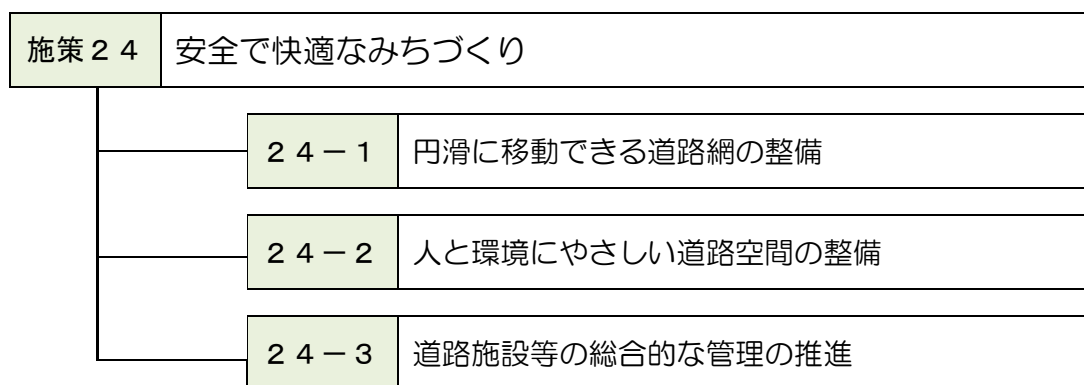
#### ✚ 施策の方向

周辺環境への配慮と歩行者空間の確保を図りながら，円滑に移動できる道路網の整備を計画的に進め，歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人たち並びに沿道住民にとって，安全で快適なみちづくりを推進するとともに適切な維持管理に取り組みます。

#### ✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 「調布市道路網計画」に基づく都市計画道路と生活道路の一体的な整備の推進
- 社会情勢等を踏まえた都市計画道路の見直し
- 自転車利用環境の向上
- 人と環境にやさしい道路空間の整備の推進（バリアフリー化，街路灯のLED化，無電柱化の推進，道路の暑熱対策など）
- ライフサイクルコストを縮減する「予防保全型」による道路施設等の総合的な管理の推進
- 東京外かく環状道路や東八道路などの整備推進に伴う周辺交通環境の変化への対応

#### ✚ 基本的取組の体系



#### ✚ 現状と課題

- 道路は，交通の円滑化による都市機能の向上を図るとともに，避難路の確保による防災機能の向上，良好な都市空間の創出など，市民生活や経済活動に不可欠な社会資本です。道路の役割に応じて，地域の特性や将来の交通需要に対応した道路交通網を形成していく必要があります。

- 調布市の2017（平成29）年度末時点での道路整備率は、都市計画道路が約52%となっています。都市計画道路は、市民生活を支える重要な都市基盤であるとともに、災害時に緊急輸送道路等として重要な役割を果たすことから、計画的に整備を進めていく必要があります。また、生活道路等についても、防災性・快適性・コミュニティの向上を図るため、地域の特性に応じた整備を進めていく必要があります。調布市では、2015（平成27）年度に策定した「調布市道路網計画」に基づき、都市計画道路や生活道路等を整備し、円滑に移動できる道路網の整備に取り組んでいます。
- 無電柱化を取り巻く状況として、国や東京都では、無電柱化の推進が計画的・迅速に進められています。調布市においても、各道路管理者と連携し面的な広がりをもった対応が必要となっています。
- 道路の老朽化が問題となる中、国は、舗装や道路付属物等に関する点検要領を策定し、同要領に基づく取組を実施しています。市においても、予防保全型の維持管理へ転換を図る必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 24-1 円滑に移動できる道路網の整備

#### ◆道路網の計画的な整備

道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るため、広域的な視点や地域のまちづくりとの一体性なども考慮し、骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路の一体的な整備を計画的に進める中で、都市の骨格となる都市計画道路については、調布市道路網計画に位置付けた優先整備路線を計画的に整備していきます。

また、地区内道路については、安全で快適な暮らしを支える生活空間を確保するため、地域の特性に応じた生活道路の整備を進めるとともに、災害時の避難通路の確保など、防災上の観点から、4m未満の狭あい道路の解消を進めます。


#### ◆都市計画道路の見直しの取組

「調布市道路網計画」で位置付けた計画検討路線や廃止候補路線について、沿道の土地利用の状況や地域のまちづくりの状況を踏まえ、市民参加により都市計画の見直しを検討します。

#### ◆中心市街地における道路網の形成

にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間を創出するため、都市計画道路や鉄道と交差する道路等の整備により、中心市街地における道路網を形成し、歩行者にとっても安全で快適に利用することができる道路空間づくりを推進し、駅周辺の回遊性の向上を図ります。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画 策定時	基準値	目標値 (H34年度)
普段利用する市内の道路 が安全であると感じて いる市民の割合	49.6% (平成26年度)	49.1% (平成29年度)	

基本計画事業

事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、調布市道路網計画に基づき、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図ります。併せて、市民生活に密着し、防災性・快適性・コミュニティの向上を図る生活道路について住民の理解と地権者の協力の下、拡幅整備を進めます。また、地域の実情を踏まえた都市計画道路の計画の見直しを検討します。			

事業名	中心市街地における区画道路等の整備【再掲】
事業の内容	京王線連続立体交差事業による事業効果を最大限発揮するため、駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ、周辺の区画道路や生活道路等を整備し、安全で快適な道路ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図ります。

その他の主な事業

- ・狭あい道路の整備

24-2 人と環境にやさしい道路空間の整備

◆だれにもやさしい安全な道路の整備

すべての人が円滑に移動できる交通環境の実現を目指し、バリアフリーに対応した安全で快適な歩行空間を有する道路整備を進めていきます。

◆環境に配慮した道路の整備

ヒートアイランド現象や交通騒音などを緩和するため、遮熱性舗装や透水性舗装、低騒音・排水性舗装の推進、街路樹・植樹帯による道路の緑化など、快適に通行でき、沿道環境に配慮したみちづくりを推進します。

◆自転車走行空間の整備

道路を利用するすべての人が、安全で快適に通行できる交通環境を実現するため、自転車利用の多い地域の状況や利用実態を踏まえ、2018（平成30）年度に策定した「自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車走行空間の確保に努めます。


◆無電柱化の推進

国や東京都の動向など、無電柱化を取り巻く状況を踏まえ、防災効果に加え、安全で快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の創出など、安全で安心な道路空間を創造するため、無電柱化の推進に向けた検討を進めます。

◆街路灯のLED化の推進

省エネルギーの推進による環境に配慮した低炭素社会の実現と、経常的な光熱費の削減による財政負担の軽減を図ることを目的として、街路灯のLED化を進めます。

## まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (H34年度)
通行しやすい道路空間が備わっていると感じている市民の割合 (調整中)	—	平成30年度実施の 市民アンケートに より把握	

## 基本計画事業

事業名	人と環境にやさしい道路の整備
事業の内容	低騒音排水性舗装とともに、歩道のバリアフリー化に取り組みます。 また、無電柱化の推進に向けた検討を進めるとともに、街路灯のLED化を進めます。

## 24-3

## 道路施設等の総合的な管理の推進

## ◆道路の効率的・効果的な管理の推進

インフラの中でも膨大なストック量である道路について、老朽化の対策と年々増大する維持管理費用の削減が求められる中、道路の効率的・効果的な維持管理を推進していくために、管理物の台帳化や点検を実施し、総合的な道路管理の在り方の検討を進めるとともに、ICTの積極的な活用を検討します。

## ◆地籍整備事業の推進

災害復旧・復興に貢献するとともに、社会資本整備の円滑化にも資する地籍整備事業について、政策課題に則した重点地区の位置付けや、効率的な整備手法の導入に関する検討を進め、事業進捗の加速化を図られるよう取り組みます。

## ◆道路及び交通安全施設等の計画的な更新・維持管理

歩行者や自転車、自動車等の交通手段を利用するすべての市民が安全で快適に通行できる交通環境の整備促進を図るため、交通安全施設の計画的な更新を行います。また、安全な交通環境を長期に安定して確保するため、予防保全の観点から路面下の空洞調査を実施するとともに、パトロールによる危険箇所の早期発見と補修及び更新による維持管理に努めます。

## ◆協働による継続的な道路空間の維持管理

市道などの適正な維持及び美化の推進を図るため、地域生活に密着した身近な道路について、地域との協働による維持管理を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画 策定時	基準値	目標値 (H34年度)
道路に関する市民からの 要望件数 (調整中)	—	1,433件 (平成29年度)	↓

基本計画事業

事業名	道路施設等の総合的な管理の推進<新規>
事業の内容	管理物の台帳化や点検を実施し、総合的な道路管理の在り方の検討を進め、道路の効率的・効果的な維持管理を推進します。また、予防保全の観点から路面下の空洞調査を実施するとともに、パトロールによる危険箇所の早期発見と補修及び更新による維持管理に取り組みます。
事業名	地籍整備事業の推進<新規>
事業の内容	地籍整備事業について、政策課題に則した重点地区の位置付けや、効率的な整備手法の導入に関する検討を進めます。また、2020(平成32)年度に国土交通省で策定される第七次十か年計画の動向を注視しつつ、事業進捗の加速化を図ります。



参加と協働の視点 ~市民等に期待される役割~

○市民や事業者は、身近な道路や水路等の清掃を行うなど、日常的な維持管理に協力し、安全で快適な生活空間の確保に努めます。

<多様な主体との主な連携事例>

連携事例	連携のパートナー
調布市ふれあいのみちづくり事業	自治会など計17団体



## 施策 2 5 総合的な交通環境の整備

目的	対象	市民, 市内公共交通機関の利用者
	意図	安全, 快適, 円滑に目的地まで移動できる

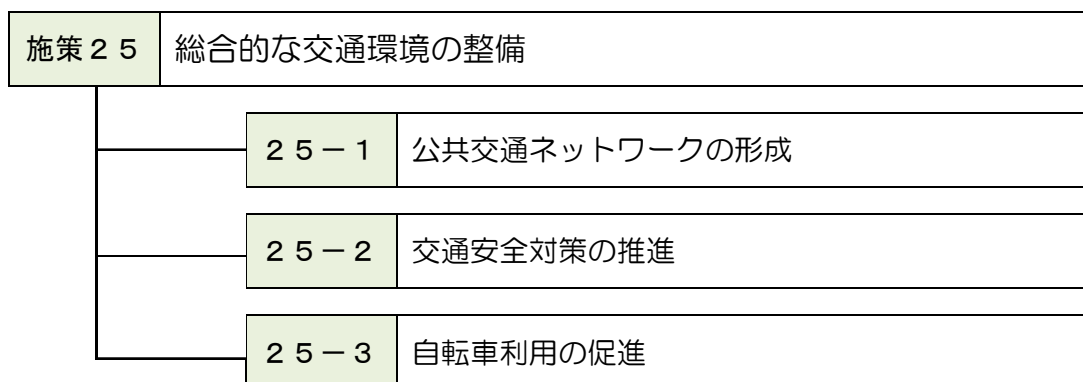
### ✚ 施策の方向

将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに、交通安全対策の推進、環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて、だれもが安心して移動できる総合的な交通環境が整ったまちづくりを進めます。

### ✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 都市基盤の整備状況を踏まえた各種計画の見直し(総合交通計画, バリアフリー基本構想など)
- 自転車等駐車場の恒久的な整備と有料化の計画的な推進
- シェアサイクル導入や自転車走行空間の整備などによる安全・快適な自転車利用の促進
- 市民の交通安全意識と交通マナーの向上

### ✚ 基本的取組の体系



### ✚ 現状と課題

- 市内の公共交通ネットワークは、市域を東西方向に結ぶ京王線と、鉄道駅から南北方向に連絡しているバス路線等で構成されており、調布駅へ接続する路線が多いことが特徴となっています。
- 電車やバスなどの公共交通を利用することが不便な地域への対応や、人口の増加や高齢化の進行などに対応した交通基盤の確立を図るため、調布市ミニバス(コミュニティバス)3路線を運行し、地域住民の身近な交通手段として、多くの人々に利用されていますが、2016(平成28)年3月に策定した調布市公共交通ネットワーク整備の方向性に基づき、更なる利便性の向上を図っていく必要があります。



- 放置自転車は、歩行者等の通行の妨げとなるだけでなく、緊急車両等のスムーズな走行を阻害することから、自転車等駐車場の計画的な整備や放置自転車対策が必要です。また、歩行者と自転車が安全に通行できる交通環境の向上を図るためには、市民一人一人の交通安全意識や交通マナーの向上を図っていく必要があります。
- 市内の交通事故件数は減少傾向にあるものの、自転車の関与率は依然として高い状況です。市内は幅員が狭い道路であっても交通量が多く、自転車利用者の交通違反行為の有無に関わらず事故にあうケースがあります。
- ラグビーワールドカップ2019™日本大会、東京2020大会の開催に伴い、国内外から多くの来訪者が予想されるため、東京都と連携し、競技会場となる東京スタジアム周辺の更なるバリアフリー対応などが求められています。

## ✚ 基本的取組の内容

### 25-1 公共交通ネットワークの形成

#### ◆交通結節機能の向上

駅前広場の整備により、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節機能の強化を図るとともに、バリアフリー化の推進やバス待ち環境の改善など、公共交通の利用環境の向上を図ります。

#### ◆ミニバスの運行

ミニバスの運行により、公共交通不便地域への対応と高齢者等の社会参加の促進を図るため、更なる利便性の向上に向けた検討を進めます。

#### ◆公共交通網の整備による交通環境の向上

今後の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークの検討を進め、だれもが利用しやすい交通環境の向上を目指します。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
市内の公共交通機関（電車・バス）を利用しやすいと感じている市民の割合	76.7% (2014(平成26)年度)	74.8% (2017(平成29)年度)	

### 基本計画事業候補

事業名	交通計画等の検討	担当課	交通対策課
事業の概要	調布市総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークや公共交通の利用環境の向上に向けた検討を進めます。また、総合交通計画の見直しを進めるとともに、次期バリアフリー基本構想を策定し、各種バリアフリーの取組を推進します。		

## 25-2 交通安全対策の推進


### ◆交通安全意識と交通マナーの向上

子どもや高齢者，自転車利用者等を中心に，子ども交通教室，スタントマンを活用した自転車交通安全教室，市報などを通じて，交通安全に対する意識啓発を行うとともに，警察などの関係機関と連携した交通安全対策や市民等との協働により，交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。

### ◆道路交通の安全確保

歩道空間の確保，道路照明やガードレール，カーブミラーの設置など，交通安全施設の整備を進めるとともに，歩道の段差解消など高齢者や障害者等にも配慮した施設整備を行うことにより，だれもが安心して通行できる交通環境を確保します。

### まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
市内における交通人身事故件数	546件 (2014(平成26)年度)	413件 (2017(平成29)年度)	

### その他の主な事業

- ・交通安全意識の啓発

## 25-3 自転車利用の促進

### ◆自転車等駐車場の整備

調布市自転車等対策実施計画に基づき，恒久的な自転車等駐車場の計画的整備と適切な維持管理を推進するとともに有料化を進め，民間事業者にも設置の働きかけを行います。

### ◆放置自転車対策の推進

歩行者の安全な通行を妨げ，都市景観の悪化や災害時等の緊急活動を阻害する要因となっている放置自転車の解消に向け，自転車利用時の駐輪マナーの啓発を行うとともに，放置自転車の撤去を進め，駅前広場や駅周辺の歩行空間・交通安全の確保と美観の向上を図ります。


### ◆自転車走行環境の整備

自転車ネットワーク計画に基づき，自転車専用通行帯や自転車ナビマークの表示により，安全・快適に利用できる自転車走行環境の改善に取り組みます。

### ◆シェアサイクルの促進

市民や来訪者の手軽な交通手段の確保策として，近隣自治体や民間事業者，商店会等と連携・協働したシェアサイクルの促進を図ります。

## まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
自転車等駐車場の有料化整備率	61.5% (2014(平成26)年度)	85.4% (2017(平成29)年度)	

## 基本計画事業候補

事業名	自転車等駐車場の整備・有料化	担当課	交通対策課	重点4
事業の概要	調布市自転車等対策実施計画に基づき、各駅周辺の需要を満たす恒久的な自転車等駐車場の整備・有料化を進めます。			



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、公共交通機関を利用するよう努めるとともに、交通ルールと交通マナーを守り、交通安全に努めます。また、自転車を利用する際は、路上等に放置せず、駐輪場に停めるよう努めます。
- 事業者は、市との連携・協力のもと、より質の高い公共交通サービスの提供に努めます。

## 《多様な主体との連携事例》

連携事例	連携のパートナー
スタントマンを活用した自転車交通安全教室	調布警察署

